

私たちの共済年金

財政再計算に向けて

共済年金の現状について

本年9月は、組合員の皆さまが加入している共済年金の「財政再計算」を行うこととなっております。今回は、財政再計算についてご理解を深めていただくために、共済年金の財政の現状等を紹介します。今後とも財政再計算に関する情報を、リーフレット等でお知らせしていきたいと考えています。

財政再計算とは

共済年金制度の運営は、組合員の皆さまが納める掛金や国等からの負担金などの収入と共済年金の支給などの支出とが長期的に均衡し、安定していかなければなりません。

収入と支出は、過去の経験値などに基づいて将来を予測して計算しますが、5年ごとに算定基礎を見直し、将来、支出する年金と保険料が見合うように計算し直すことを財政再計算といいます。

なお、前回の平成16年財政再計算からは、国家公務員共済組合（以下、国共済という。）と地方公務員共済組合（以下、地共済という。）との間で、財政単位の一元化に伴う保険料率の段階的一本化や両制度間での財政調整が行われているところです。したがって、今年の財政再計算においても、国共済・地共済全体としての将来の給付額・総報酬額などに基づいて一本化した保険料率を算定し、収支見通しを作成することになります。

目 次

・財政再計算とは	1
・組合員数と年金受給権者数の現状	2
・組合員と退職共済年金受給権者の年齢構成の現状	3
・年金財政のしくみ	4
・国共済と地共済の財政単位の一元化について	5
・年金財政の収支状況	6
・現在の掛金率について	7

国家公務員共済組合連合会

組合員数と年金受給権者数の現状

～組合員が支える受給権者が着実に増加～

年金を支える側である組合員数や支えられる側である年金受給権者数の増減は、年金財政に大きな影響を及ぼします。

組合員数

組合員数は、近年定員削減などにより減少傾向にあり、平成10年度末は111万1千人でしたが、平成19年度末には105万8千人となっています。

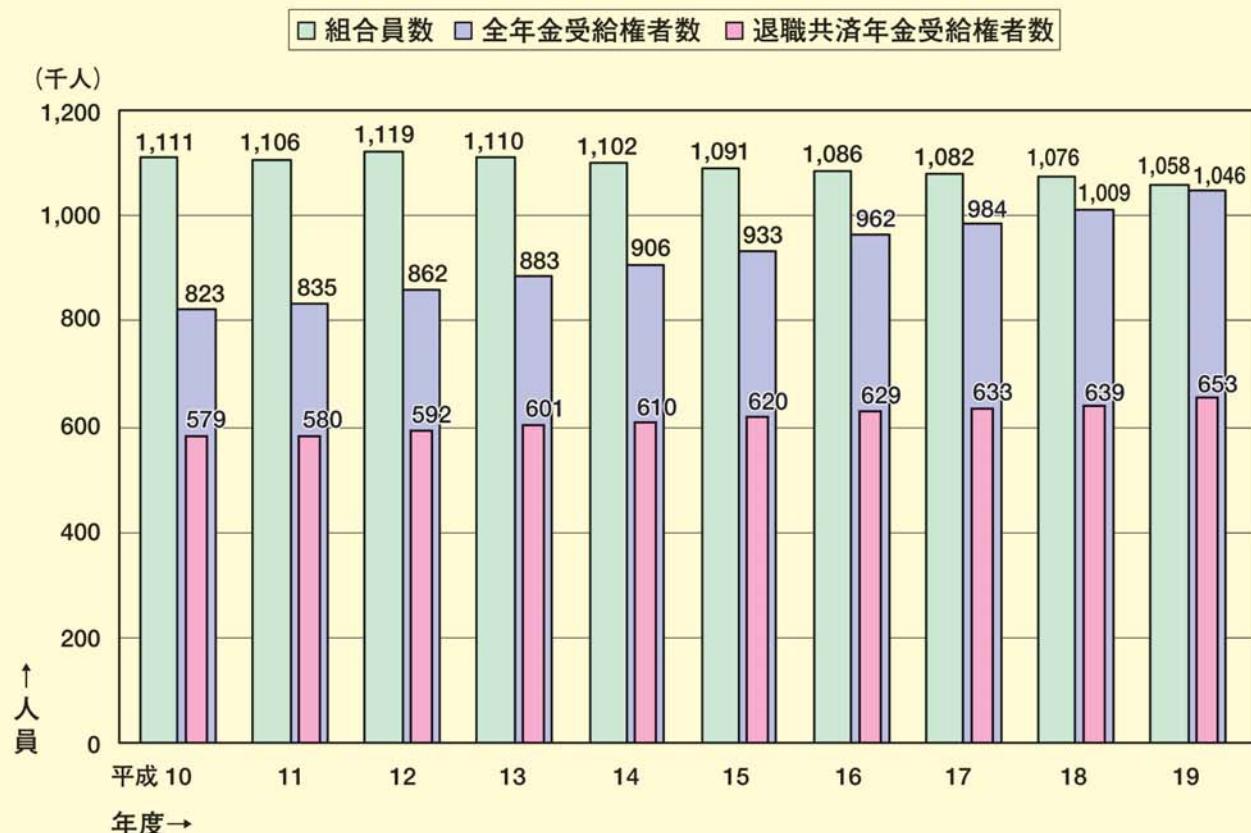
年金受給権者数

年金受給権者数は、平成10年度末は82万3千人でしたが、平成19年度末には104万6千人と増加しております。このうち、退職共済年金受給権者数（※）については、平成10年度末の57万9千人が平成19年度末には65万3千人となっています。

したがって、平成19年度末においては、1人の年金受給権者を組合員1.01人（平成10年度末では1.35人）で、1人の退職共済年金受給権者を組合員1.62人（平成10年度末では1.92人）で支えていることになります。

○ 組合員数と年金受給権者数の推移（各年度末）

図1



※退職共済年金受給権者数とは、組合員期間が20年以上ある退職共済年金受給権者及び退職・減額退職年金受給権者の合計を示しています。また、全年金受給権者数と退職共済年金受給権者数との差は、遺族共済年金受給権者等です。

(注)平成12年度には、地方事務官制度の廃止に伴い、地方職員共済組合から国共済へ組合員約1万9千人および年金受給権者約1万1千人が移管されました。

組合員と退職共済年金受給権者の年齢構成の現状

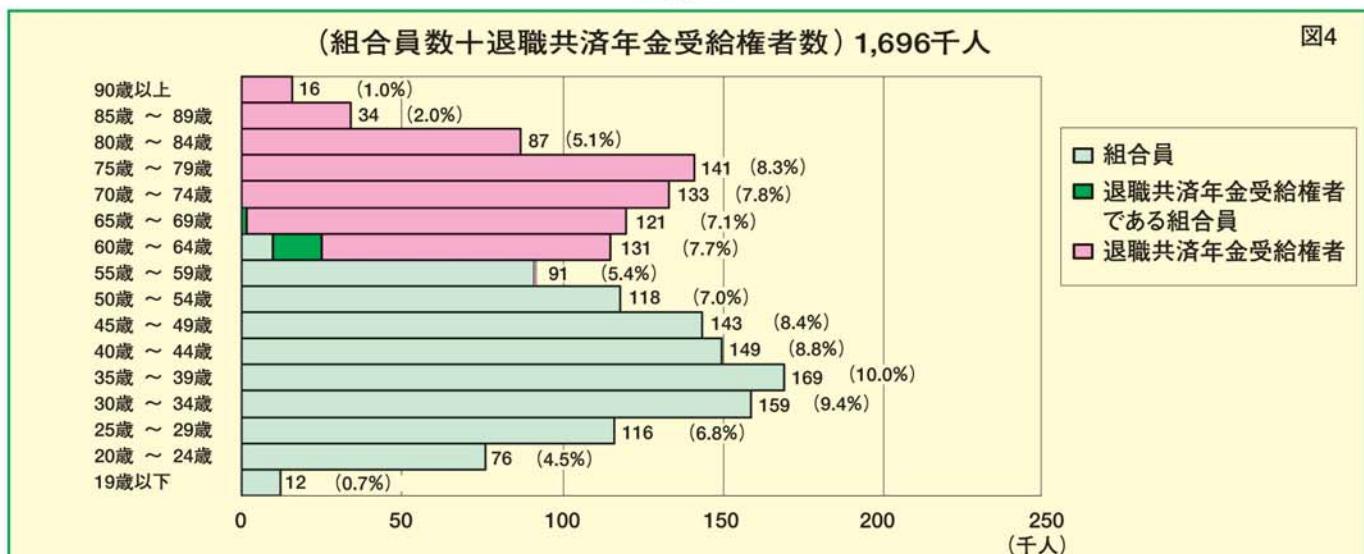
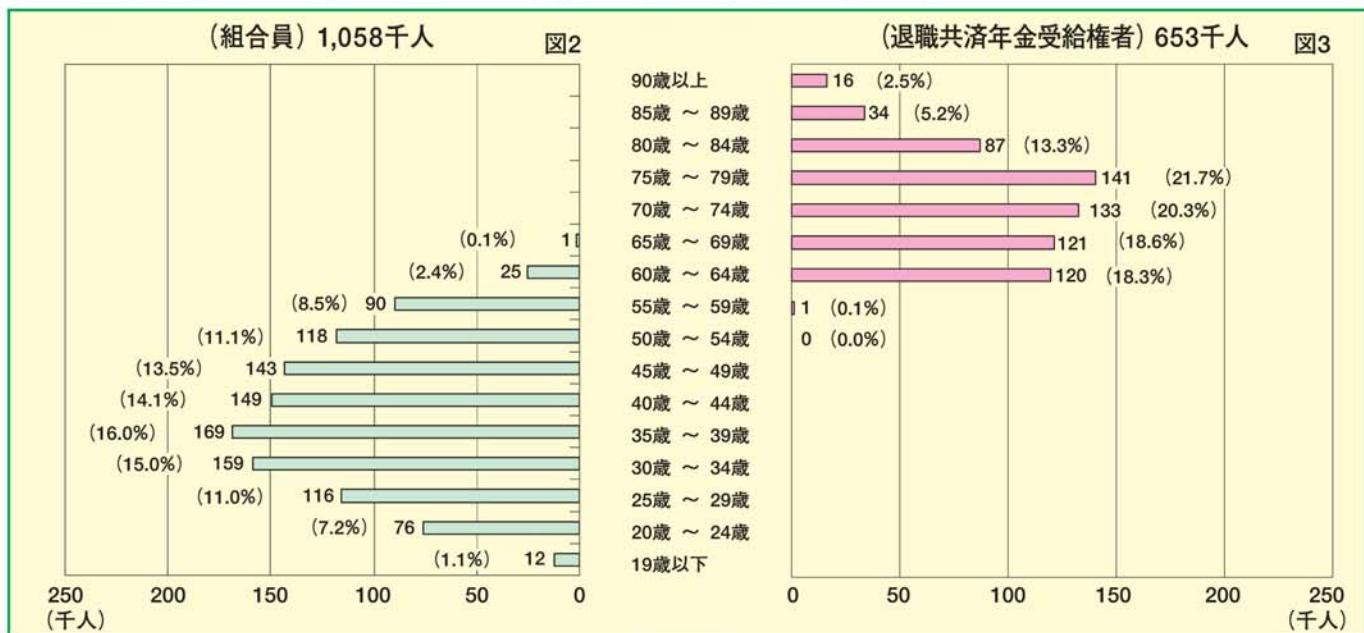
～今後さらに増える受給権者～

平成19年度末における全組合員の平均年齢は39.9歳（平成10年度末では39.0歳）となっており、年齢構成では35歳～39歳が16.0%と最も多くなっています。（図2）

一方、退職共済年金受給権者（※）の平均年齢は72.9歳（平成10年度末では69.9歳）となっており、年齢構成では75歳～79歳が21.7%と最も多くなっています。（図3）

また、この二つのグラフを重ね合わせると、退職共済年金受給権者の高齢化の進展と相まって、受給権者数は今後さらに増加するものと見込まれます。（図4）

○組合員及び退職共済年金受給権者の年齢別分布状況（平成19年度末）



※退職共済年金受給権者とは、組合員期間が20年以上ある退職共済年金受給権者及び退職・減額退職年金受給権者の合計を示しています。なお、組合員期間を20年以上有する60歳未満の既退職者は、この受給権者数に含まれないことに留意する必要があります。また、図4中の「退職共済年金受給権者である組合員」とは、年金が決定されている組合員をいいます。

（注）（ ）内は、構成割合(%)を示しています。

年金財政のしくみ

年金財政における収入の主なものとしては、組合員の皆さまが納める掛金と事業主が納める負担金からなるいわゆる保険料収入、基礎年金の国庫負担金、恩給期間等の給付に係る追加費用額、地共済からの財政調整拠出金の受入などの収入や積立金にかかる運用収入等があります。

一方、支出の主なものとしては、年金給付にかかる費用、基礎年金拠出金等があります。

掛 金

組合員の方の標準報酬月額（標準期末手当等の額も含む）に対して、所定の掛金率を乗じて算定された額をいいます。

負担金（事業主負担）

組合員の使用者である事業主が負担する掛金と同額の負担金のほか、恩給期間等の給付に係る追加費用額などをいいます。

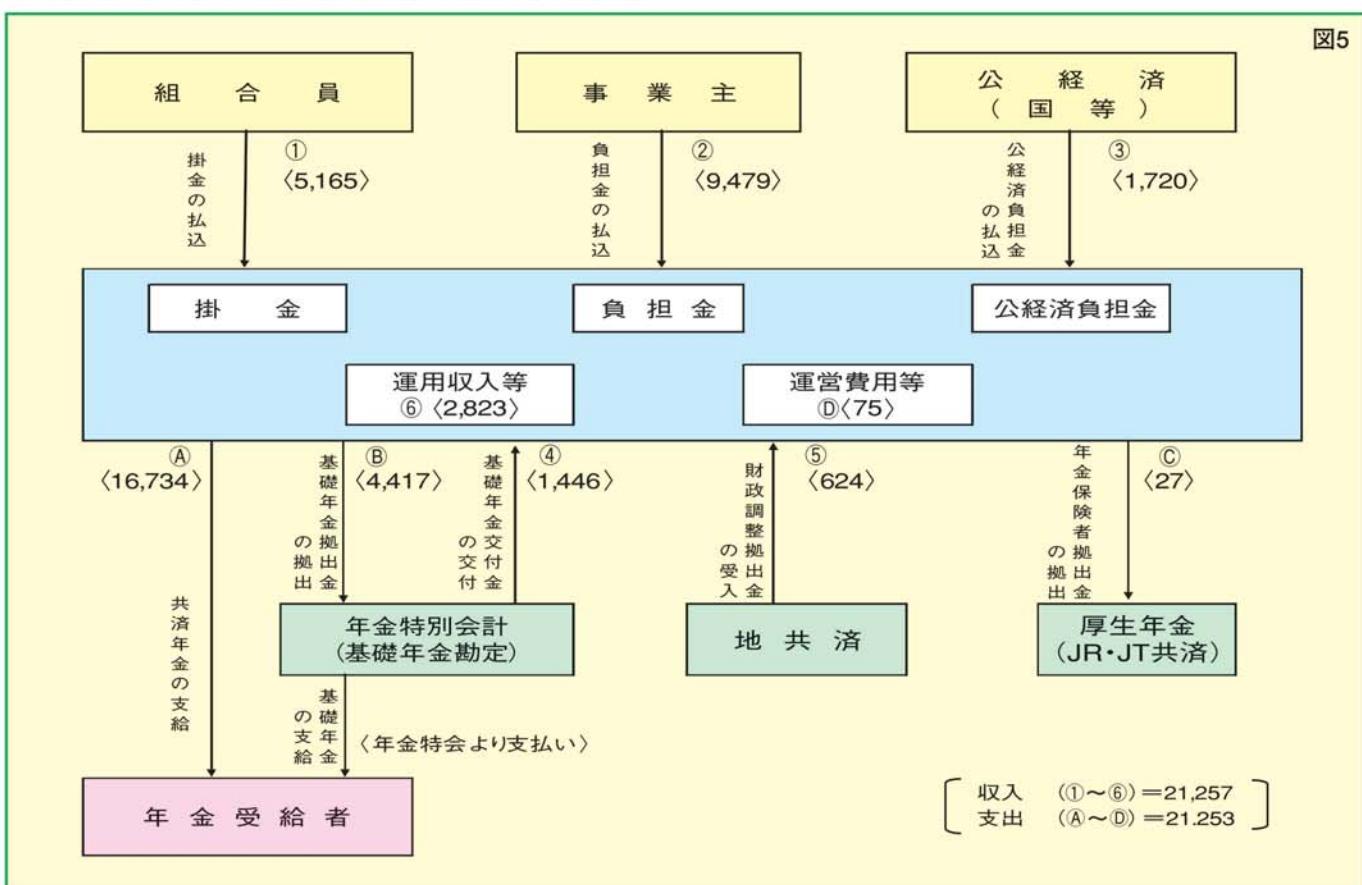
公経済負担金

基礎年金拠出金などにかかる国等の負担金をいいます。

基礎年金拠出金

昭和61年から全国民に基礎年金（国民年金制度）が適用されたことにより、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、組合員及び被扶養配偶者の人数に応じて算定された基礎年金拠出金を、年金特別会計基礎年金勘定に拠出しています。

○ 年金財政のしくみ(平成19年度の例、単位:億円)



国共済と地共済の財政単位の一元化について

平成13年3月16日に閣議決定された「公的年金制度の一元化の推進について」では、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図ることとされました。

これを踏まえ、具体的な事項については「公務員共済年金財政単位一元化研究会」で意見交換が行われ、平成15年6月6日に「考え方」が整理されました。

この基本的な考え方に基づき、平成16年から保険料率の段階的一本化や両制度間での財政調整が行われているところです。

◎ 両共済の財政単位の一元化についての平成15年6月6日の「考え方」等は、以下のとおりです。

基本的考え方

組織、制度としては独立したままで、両制度間で財政調整を行うとともに、最終的に保険料率を一本化することにより財政単位を一元化し、その際、両共済が年金給付に支障を来すことのないよう共済年金制度を全体で支え合う仕組みを作ることとされています。

保険料率の一本化の時期

平成16年から段階的に保険料率の一本化を実施し、平成21年に同一の保険料率とすることとされています。

財政調整の仕組み

国共済・地共済の両制度において「費用負担平準化のための財政調整」(①)と「年金給付に支障を来さないための財政調整」(②)を行うこととされています。

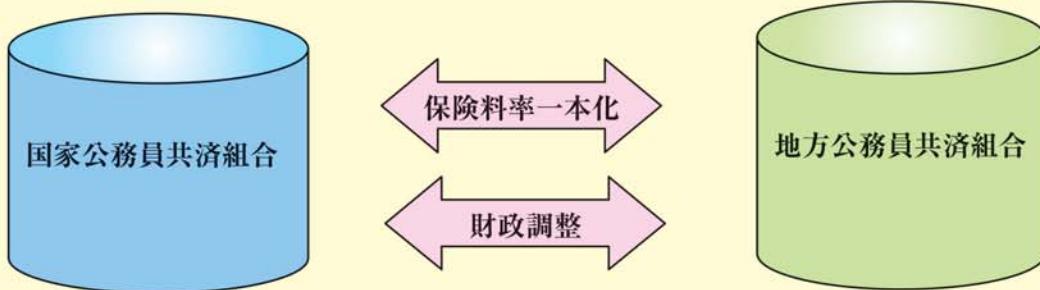
① 費用負担平準化のための財政調整

両共済の費用負担を平準化するため、基礎年金部分を除いた独自給付費用が総報酬に占める割合が高い制度から低い制度に対して財政調整拠出金を拠出します。

② 年金給付に支障を来さないための財政調整

費用負担の平準化を図ったとしても、一方の制度の収支に赤字が生ずる場合には、年金給付に支障を来さないため他方の制度の黒字の範囲内で第2の財政調整を行います。

図6



年金財政の収支状況

～収入に対する支出の割合は増加傾向～

組合員の方からの掛金、事業主等からの負担金、積立金の運用収入等のほか、平成16年度以降は財政調整拠出金を受け入れて年金の給付費用に充てています。

収入が支出を上回っておりますが、収支状況を収入に対する支出の割合を示す収支割合^(注1)で見ると、平成10年度には89.2%でしたが、その後は徐々に上昇し^(注2)、平成16年度以降は掛金率の引上げ及び財政調整拠出金を受け入れたことからやや減少したものの、再度上昇に転じて平成19年度には100%となっております。

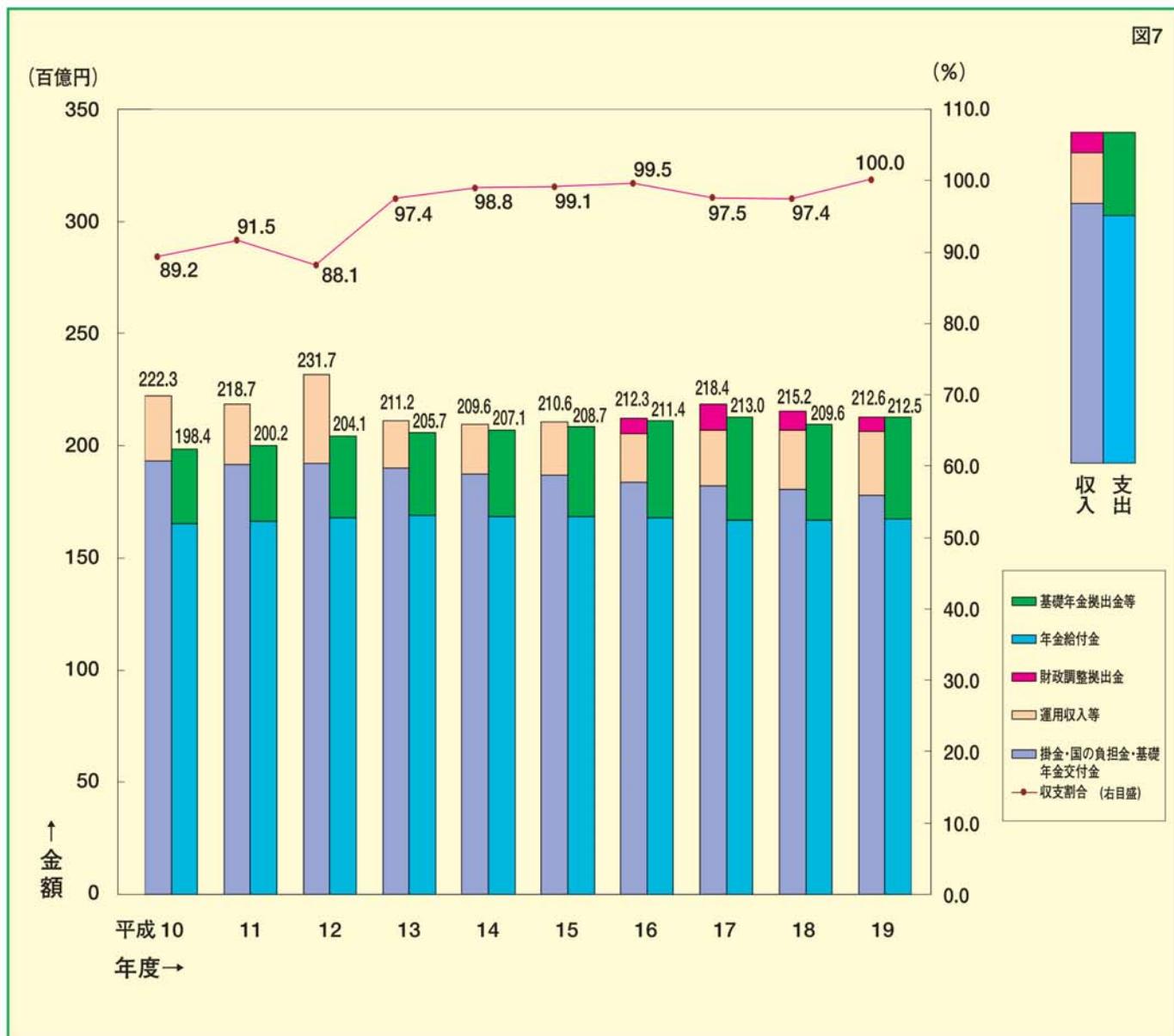
なお、収支割合が100%を超えるということは、積立金の一部を給付費用に充てることを意味します。

(注1) 収支割合とは、その年度の収入が、その年度の支出にどれだけ充当されているかの割合をいいます。

$$\text{収支割合 (\%)} = \text{支出} \div \text{収入} \times 100$$

(注2) 平成12年度の収支割合の減少は、地方事務官の移管金1,436億円の受入れにより運用収入等が増加したためです。

○ 収支状況の推移



現在の掛金率について

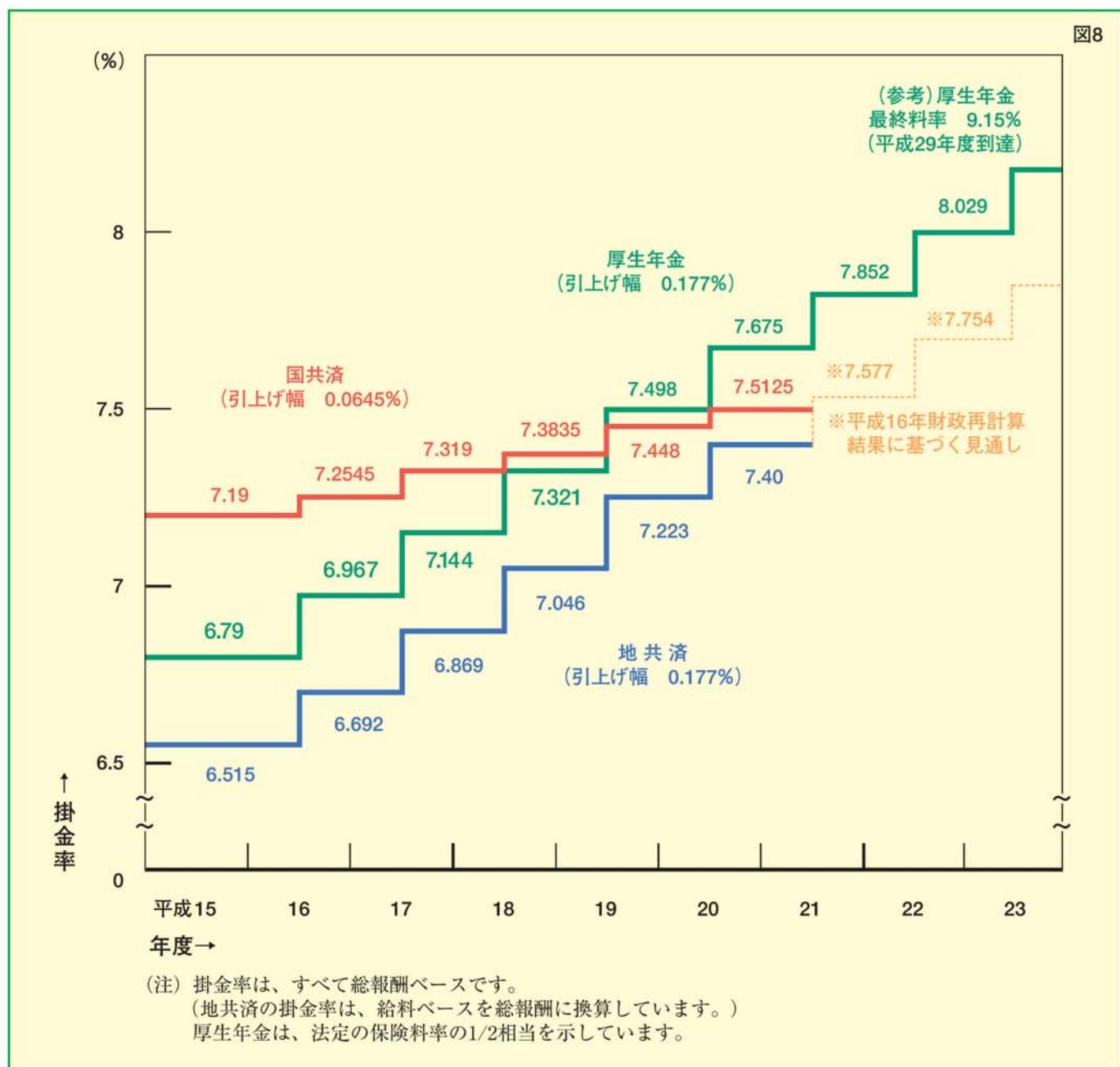
～平成21年に地共済と一本化～

平成15年における掛金率は、国共済が7.19%、地共済が6.515%でしたが、平成20年には国共済が7.5125%、地共済が7.40%となっています。

この間の毎年の掛金率の引上げ幅は、平成16年財政再計算により国共済が0.0645%、地共済が0.177%となっています。このように両共済の掛金率の引上げ幅が異なるのは、「国共済と地共済の財政単位の一元化」により、それぞれ異なっていた掛金率を段階的に引き上げ、平成21年に同一とすることとされているためです。

なお、地共済の掛金率の引上げ幅は、厚生年金の引上げ幅と同一となっています。

○ 掛金率の推移



おわりに

次回以降は順次、財政再計算の仕組み、財政再計算結果等に関する情報をお知らせしたいと考えています。



◆お知らせ

KKR年金情報提供サービスのお知らせ

1. ご利用対象者	現在組合員(任意継続組合員を除く)
2. 提供情報	組合員期間情報、標準報酬等情報、年金額試算情報
3. ご利用時間	平日9:00～20:00ただし 水曜日は9:00～18:00まで(土日祝日・年末年始を除く)
4. 情報入手の方法	連合会インターネットホームページ http://www.kkr.or.jp/ ⇒「年金給付情報」⇒「KKR年金情報提供サービス」⇒「トップメニュー」
5. ご利用環境	Microsoft Windows 2000、XP対応／Internet Explorer 5.5 (SP2) 以上
6. お問合わせ先	国家公務員共済組合連合会年金部 情報提供サービス担当 TEL 03-3265-8141 平日9:00～18:00(土日祝日・年末年始を除く)

平成21年3月 発行

国家公務員共済組合連合会

〒102-8081

東京都千代田区九段南 1-1-10 九段合同庁舎

TEL 03-3222-1841

<http://www.kkr.or.jp/>